

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

少額短期保険会社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

<生命保険型商品の場合>

(1) 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を最長6ヶ月間まで延長いたします。

(2) 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

<損害保険型商品の場合>

(1) 継続契約の締結手続きの猶予

お客様のお申し出により、現在ご契約いただいている保険契約のご継続にかかる手続きについて、ご契約の満了日に応じて最長6ヶ月間、猶予いたします。

(2) 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、保険料のお払込みについて、猶予する期間を最長6ヶ月間まで延長いたします。

※お取扱いの詳細につきましては、ご契約されている少額短期保険会社にお問い合わせください。

2013年9月1日以降、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

(2014年2月18日現在)

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
2014年2月17日	<b>【埼玉県】</b> 秩父市（ちちぶし） 飯能市（はんのうし） 秩父郡横瀬町（ちちぶぐんよこぜまち） 秩父郡皆野町（ちちぶぐんみなのみち） 秩父郡長瀬町（ちちぶぐんながとろまち） 秩父郡小鹿野町（ちちぶぐんおがのみち） 児玉郡神川町（こだまぐんかみかわまち）	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。
2014年2月15日	<b>【長野県】</b> 茅野市（ちのし） 北佐久郡軽井沢町（きたさくぐんかるいざわまち） 北佐久郡御代田町（きたさくぐんみよたまち） 諏訪郡富士見町（すわぐんふじみまち） <b>【群馬県】</b> 安中市（あんなかし） <b>【山梨県】</b> 甲府市（こうふし） 富士吉田市（ふじよしだし） 都留市（つるし） 大月市（おおつきし） 韮崎市（にらさきし） 笛吹市（ふえふきし） 上野原市（うえのはらし） 西八代郡市川三郷町（にしやつしろぐんいちかわみさとちょう） 南巨摩郡早川町（みなみこまぐんはやかわちょう） 南巨摩郡身延町（みなみこまぐんみのぶちょう） 南都留郡忍野村（みなみつるぐんおしのむら） 南都留郡山中湖村（みなみつるぐんやまなかこむら） 南都留郡鳴沢村（みなみつるぐんなるさわむら） 南都留郡富士河口湖町（みなみつるぐんふじかわぐ	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。

	ちこまち) 北都留郡小菅村 (きたつるぐんこすげむら) 北都留郡丹波山村 (きたつるぐんたばやまむら)	
2013年10月16日	【千葉県】 茂原市 (もばらし)	平成25年台風第26号による風雨等に係る被害により、千葉県において住家に多数の被害が生じたため。
2013年10月16日	【東京都】 大島町 (おおしままち)	平成25年台風第26号による風雨等に係る被害により、東京都において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じ、多数の住家に被害が生じたため。
2013年10月7日	【鹿児島県】 大島郡与論町 (おおしまぐんよろんちょう)	台風24号の被害により、住家に多数の被害が生じたため。
2013年9月16日	【埼玉県】 熊谷市 (くまがやし) 【京都府】 福知山市 (ふくちやまし) 舞鶴市 (まいづるし)	台風18号による大雨等に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、多数の住家に被害が生じており、継続的に救助を必要としている。
2013年9月2日	【埼玉県】 越谷市 (こしがやし) 北葛飾郡松伏町 (きたかつしかぐんまつぶしまち)	突風等による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、多数の住家被害が生じたため、埼玉県は災害救助法の適用を決定した。

以上